

2025年4月から 保育所等に入れなかったことを理由とする 育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変わります

改正のポイント

- これまで** 保育所等の利用を申し込んだものの、当面入所できないことについて、市区町村の発行する入所保留通知書などにより確認していました。
- 2025年4月から** これまでの確認に加え、保育所等の利用申し込みが、速やかな職場復帰のために行われたものであると認められることが必要になります。



2025年4月から育児休業給付金の支給期間延長手続きの際は**保育所等の利用申込書の写しが必要となります**。市区町村に保育所等の利用申し込みを行う際は、必ず申込書の写し（電子申請で申し込みを行った場合は、申込内容を印刷したもの、または、申し込みを行った画面を印刷したもの）をとって保管しておいてください。

育児休業給付金は、保育所等に入れなかったため育児休業を延長した場合に、1歳6か月に達する日前まで（再延長で2歳に達する日前まで）支給を受けることができますが、育児休業及び給付金の延長を目的として、保育所等の利用の意思がないにもかかわらず市区町村に入所を申し込むことは、制度趣旨に沿わない行為です。制度を適切に運用するため、**2025年4月以後の延長の際は、速やかな職場復帰のために保育所等の利用申し込みをしていることをハローワークが確認されるので、必ず以下の書類を提出していただきますようお願いします。**

必要な書類

子が1歳に達する日（*）または1歳6か月に達する日が2025年4月1日以後となる方が、育児休業給付金の支給対象期間の延長を行う場合は、必ず次の書類を、延長時の「育児休業給付金支給申請書」に添付してください。

*パパ・ママ育児プラス制度の活用により、育児休業終了予定日の子が1歳に達する日後である場合は、育児休業終了日。
ただし、育児休業終了予定日の子が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日

（注）「子が1歳に達する日」とは「子の1歳の誕生日の前日」のことです。

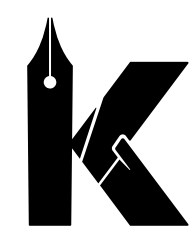
- 育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書** 申告書の様式はこちら 
- 市区町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写し**
 - ✓ 申込書の写しは市区町村に申し込んだものと同じものであれば、市区町村の受付印は不要です。利用申し込みの内容を途中で変更した場合は変更後の申込書の写しを提出していただく必要があります。
 - ✓ 申込書の写しは全てのページを提出してください。また、市区町村に入所申し込みを行ったときに、入所保留となることを希望する旨の書類を提出している場合は、その書類の写しも提出してください。
 - ✓ 申込書の写しの内容について市区町村に確認する場合があります。
 - ✓ 提出された申込書の写しの内容が実際の申し込み内容と異なることが判明した場合は、不正受給に該当し、不正に受給した金額の返還と、悪質な場合はそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられることがあります。
- 市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知（入所保留通知書、入所不承諾通知書など）**

令和七年一月発行

一月号

発行所

社会保険労務士法人
長崎市興善町四番二号
金原事務所
TEL(八三三)三九〇〇番
FAX(八三三)八七九二番



所報
かなはら

No.811
令和7年 1月
社会保険労務士法人
金原事務所

36協定の届出の時期です

**届出を忘れていませんか？
毎年届出が必要です！**

36協定ってなに？

原則、1週40時間、1日8時間を超えて労働者を働かせてはいけません(労働基準法第32条)。

それを1分でも超えて残業させたり、休日労働をさせる場合、労働者数にかかわらず、労使で協定を締結し、監督署に届け出る必要があります(労働基準法第36条)。

この協定届を**サブロク 36協定**と呼んでいます。

36協定は1回、届出を行えば、もう提出しなくていいのでは？

そのように誤解される企業もありますが、36協定には有効期間があり、**毎年、管轄の監督署に届け出る必要があります。**



36協定のご相談、届出は金原事務所までご連絡下さい。

令和六年中は、大変お世話になりました。
令和七年も、よろしくお願い申し上げます。



労働者死傷病報告の報告事項が改正され、 電子申請が義務化※されます

令和7年(2025年)1月1日施行

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません(労働安全衛生規則第97条)。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をよりの確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

①事業の種類
日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。
(例) 製造業>食料品製造業>水産食料品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業

②被災者の職種
日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。
(例) 生産工程従事者>製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)>食料品製造従事者

③傷病名及び傷病部位
該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。
(例) 傷病名: 負傷>切断
傷病部位: 頭部>鼻

④災害発生状況及び原因
5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

⑤国籍・地域及び在留資格
該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

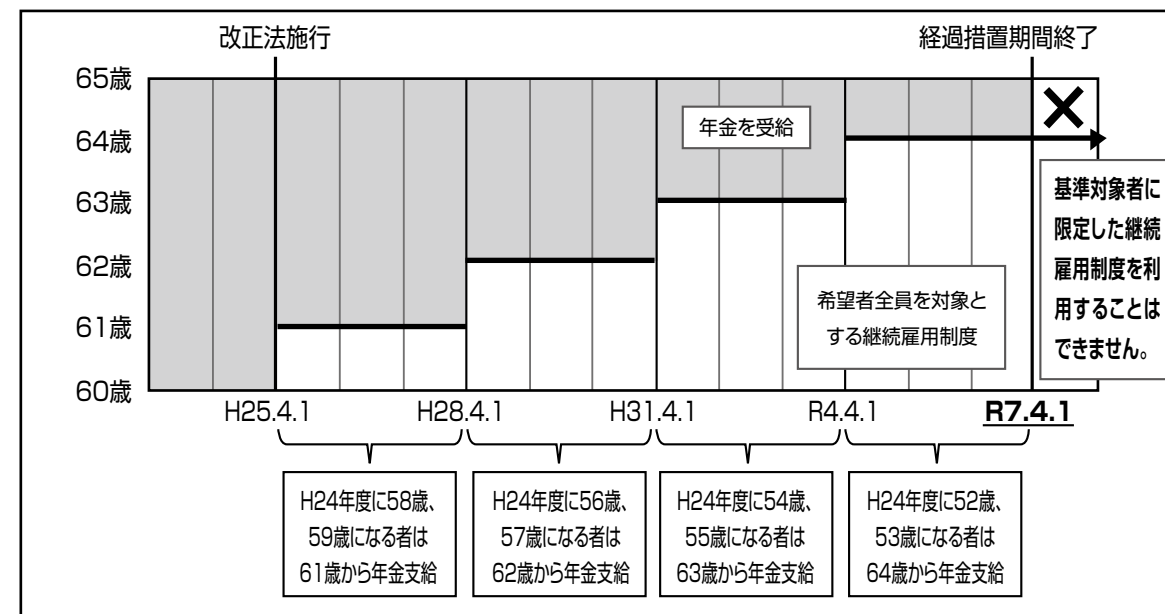
※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

高齢者雇用安定法の改正～
「継続雇用制度」の対象者を労使協定で限定できる仕組みの廃止～

経過措置期間は2025年3月31日までです
4月1日以降は別の措置により、
高齢者雇用確保措置を講じる必要があります

平成24年度までに、労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた事業主は、現在は経過措置として、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上の年齢の者について継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めることが認められていますが、その経過措置も2025年3月31日をもって終了します。

経過措置の流れ



2025(令和7)年4月1日以降は、高齢者雇用確保措置※として以下のいずれかの措置を講じる必要があります。

- 定年制の廃止
- 65歳までの定年の引き上げ
- 希望者全員の65歳までの継続雇用制度の導入

※高齢者雇用安定法第9条第1項に基づき、定年を65歳未満に定めている事業主は、雇用する高齢者の65歳までの安定した雇用を確保するための措置を講じなければなりません。



◆ ご不明点がございましたら、金原事務所にお問い合わせください。